

第4章 「環境の共創」基本施策

第4章「環境の共創」基本施策

第二次すみだ環境の共創プランの体系

本プランがめざす「すみだ」の将来像を実現するため、5つの「基本目標」と、それに連な る14の「個別目標」を設定し、各種施策・事業を推進します。

それぞれの基本目標は、今後10年間におけるすみだの環境をどのような方針で形作ってい くのか、「すみだの将来像」を実現するための内容を表しており、区民・事業者・区の協働に よる取組の指針となるものです。

「すみだ」の 将来像	基本目標	個別目標
	基本目標1 温室効果ガスの排出を抑制した	1-1 オールすみだで省エネルギー行動を実践する
	スマートエネルギーのまち 【墨田区地球温暖化対策実行	1-2 再生可能エネルギーの導入を推進する
	計画(区域施策編)】	1-3 まち全体でエネルギー利用の効率化を推進する
みん	基本目標2	2-1 緑感を向上する
なる	身近な緑と水辺に親しみ、 生きものとふれあえるまち	2-2 水と緑の空間を整備する
創		2-3 生物多様性に関する理解を深める
環接	基本目標3 資源循環型社会の実現を めざすまち	3-1 ごみの発生抑制と有効利用を促進する
児に		3-2 廃棄物の適正処理を推進する
9-4-		3-3 雨水を有効活用する
みんなで創る環境にやさしいまち「すみだ」	基本目標4 良好な生活環境が確保され、	4-1 安全安心を実感できるまちをつくる
ち 「 す	安心とやすらぎが実感できる住みよいまち	4-2 気候変動に適応したまちをつくる
みだ		4-3 景観に配慮したまちをつくる
	基本目標5 環境活動を実践する	5-1 環境体験学習を推進する
	人が育つまち	5-2 協働による環境活動を推進する

個別目標は、各基本目標の達成に向けて、必要な施策の方向を定め、事業対象や範囲を明確 にしたものです。

施策の方向は、個別目標の達成に向けた具体的な取組、個別事業を明確にしたものです。取り組んだ内容や成果については、分かりやすい指標を定めて、ホームページなどで広く公表していきます。

施策の方向 重点プロジェクト ① 家庭における省エネルギー対策の推進 ② 事業所における省エネルギー対策の推進 ③ 公共施設における省エネルギー対策の推進 ① 再生可能エネルギーの導入促進 エコライフすみだの推進 ② 区民・事業者への支援 ① 省エネルギー化に配慮した建物・設備への転換の促進 ② 環境負荷の少ない交通手段の利用促進 ③ 水素社会の実現に向けた取組 ① 地域緑化及び多様な緑化の推進 ②公共施設等の緑化の推進 ③ 緑の保全 ① 公園の整備 緑感あふれる空間の創造 ② 親水空間の整備 ① 生物多様性の保全に向けた啓発 ② 自然とふれあう場と機会の創出 ① ごみの発生抑制を中心とする3Rの推進 ② 適正なリサイクル・清掃事業の運営 ① 環境美化に向けた取組の推進 ごみ減量化の推進 ② 監視・指導の推進 ① 雨水利用の啓発・普及の推進 ② 広域連携の推進 ① 都市・生活型公害の防止 ② 環境リスクへの対応 ③ 老朽危険家屋対策の推進 ① ヒートアイランド対策の推進 ヒートアイランド対策の推進 ② 熱中症対策の推進 ③ 豪雨対策の推進 ① 都市景観に配慮したまちづくりの推進 ② 道路不正使用の是正 ① 環境体験学習機会の拡充 ② 環境体験学習拠点の確保 ③ 環境教育・環境学習に関わる情報発信の強化 環境体験学習の充実 ① 環境ボランティア・環境リーダーの育成 ② 区民・事業者の支援 ③ 協働による環境活動・イベントの充実

29

2020 年東京オリンピック・パラリンピック開催への対応



温室効果ガスの排出を抑制したスマートエネルギーのまち 【墨田区地球温暖化対策実行計画(区域施策編)】

化石燃料の使用や人類の生産活動によって増加した CO₂ を主とする温室効果ガスは、地球の気温を上昇させるとともに生態系や生活環境にさまざまな影響を与えています。このまま何も対策を取らずに地球温暖化が進行すると、海面水位の上昇による陸地の減少や豪雨・干ばつなどの異常気象の増加、デング熱¹などの感染症の発生などが懸念されます。

地球温暖化を防止するためには、大量生産・大量消費の社会システムから、環境への負荷の 少ない循環型社会へと転換していくとともに、私たちの生活も省資源・省エネルギー型の生活 に変えていく必要があります。

エネルギーの活用方法には、節電や省エネ性能の高い家電を選び消費エネルギーを少なくする「省エネ」、太陽光発電などでエネルギーを創り出す「創エネ」、創り出したエネルギーを蓄電池に蓄えてピーク時や夜間に使う「蓄エネ」があります。さらに、これらの効率的な運用を実現する「エネルギーマネジメントシステム」を導入することで、エネルギー利用の最適化を図ることができます。このような取組によりエネルギー収支をゼロにする「ゼロエネルギーハウス(ZEH)」及びエネルギーの融通を見据えた施策を推進し、まち全体でエネルギー利用の最適化を図ります。

また、環境負荷の少ない交通手段の利用や水素エネルギーの活用に関しても包括し、本目標を地球温暖化対策の推進に関する法律第20条第2項に基づく「墨田区地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」として位置づけ、エネルギー消費が最小限に抑えられ、温室効果ガスの排出を抑制したスマートエネルギーのまちをめざして、以下の3つの個別目標を掲げます。

- 1-1 オールすみだで省エネルギー行動を実践する
- 1-2 再生可能エネルギーの導入を推進する
- 1-3 まち全体でエネルギー利用の効率化を推進する

個別目標の達成に向け、以下の指標を掲げて進行管理を行います。

【環境事業指標】

指 標	基準値 (平成12年度)	実績値 (平成24年度)	中間目標値 (平成32年度)	目標値 (平成42年度)
区域における温室効果 ガス排出量の削減 (万 t-CO ₂)	126.5	137.8	101	88
区域におけるエネルギー 消費量の削減(TJ)	17,187	13,927	12,800	10,600

^{1:}ヒトスジシマカなどによって媒介されるウイルス性の感染症。

【目標達成に向けた区民・事業者・区の役割分担】

【区民】

- 再生可能エネルギーを活用する
- ▶ 再生可能エネルギーに関心を持ち、理解を 深める。
- ▶ 太陽光発電・太陽熱利用システムなどの再生可能エネルギーの導入に努める。
- 省エネルギー化に向けた取組
- ► こまめな消灯など、日常生活での省エネルギーを意識した行動を習慣にする。
- ▶ LED HEMS などの省エネルギー機器 設備の導入に努める。
- ▶ うちエコ診断の活用や環境家計簿を利用する。
- 環境負荷の低減
- ▶ ガーデニングなどで敷地内の緑化に努める。
- ▶ 公共交通機関や自転車を積極的に利用する。
- ▶ エコドライブを実践する。

【事業者】

- 再生可能エネルギーを活用する
- ▶ 太陽光発電・太陽熱利用システムなどの再生可能エネルギーの導入に努める。
- ▶ 燃料電池車など、次世代自動車の導入に努める。
- 省エネルギー化に向けた取組
- ▶ クール・ウォームビズを実施する。
- ▶ 省エネ診断を受診する。
- ▶ 事業所内の設備に対して、適切な運転管理 と保守点検の実施などのエコチューニング を実施する。
- ▶ 設備機器の更新や建物の新築・改修の際に、 高効率空調やBEMS など省エネルギー型の 設備導入に努める。
- ▶ 環境マネジメントシステム(エコアクション21、ISO14001、エコステージ、 グリーン経営認証など)を導入する。
- 環境負荷の低減
- ▶ 公共交通機関や自転車を積極的に利用する。
- ▶ エコドライブを実践する。



『温室効果ガスの排出を抑制したスマートエネルギーのまち』の実現 ●



【墨田区】

- ▶ 省エネルギー行動に関する情報を提供する。
- ▶ 家庭や事業所における自主的な省エネルギー行動を支援する。
- ▶ 家庭や事業所における省エネ診断制度を周知・啓発する。
- ▶ 再生可能エネルギーや省エネルギー機器等、省エネに資する 設備等の導入助成制度を実施する。
- ▶ 水素エネルギーについての普及・啓発を行う。
- ▶ 区の事業活動から排出される温室効果ガスを削減する。



墨田区地球温暖化対策実行計画(区域施策編)の目標

基準年度・計画期間

東京都の環境基本計画との整合を図り、基準年度は平成12年度(2000年度)とし、計画 期間は平成28年度(2016年度)から平成42年度(2030年度)までとします。

本計画では目標年度を見据えながら、達成に向けて今後10年間の施策を示します。

<mark>削</mark>減目標設定の考え方

墨田区では、墨田区地球温暖化対策地域推進計画(計画期間:平成20年度~平成27年度)に基づき、様々な地球温暖化対策に取り組んできた結果、エネルギー消費量は平成12年度(2000年度)以降は減少傾向にあります。

しかしながら、東日本大震災後、電力供給において火力発電の割合が増加し、電力の CO₂排出係数が上昇したため、平成23年度(2011年度)以降は、温室効果ガス排出量が増加しています。

このように、温室効果ガス排出量のみに着目すると、区民・事業者の省エネや節電の努力の 成果が見えにくいため、その成果が分かりやすくなるよう、温室効果ガス排出量の削減目標と ともに、エネルギー消費量に着目した削減目標を掲げます。

温室効果ガス排出量とエネルギー消費量

エネルギー消費量とは、電気、都市ガス、ガソリンなどの日常生活や事業活動で消費した燃料使用量に発熱量を乗じたもので、次式で表されます。単位は【J(ジュール)】です。

温室効果ガス排出量は、 CO_2 の場合、上記の燃料種毎のエネルギー消費量に排出係数を乗じたもので、次式で表されます。単位は $\{kg-CO_2$ あるいは $t-CO_2\}$ です。

なお、電力の CO_2 排出係数は、発電時の発電電力量の比率(水力、火力、太陽光等)や発電に使用した燃料(石油、石炭、天然ガス等)に応じて変化します。

東日本大震災以降は、石油、天然ガス等の化石燃料を使用する火力発電所の発電電力量が急増したことから、電力の CO₂排出係数も増加しています。

例えば、家庭のお風呂の水(200 ℓ ・20°C)を40°Cまで一般的な給湯器で沸かす場合、都市ガスを0.46 m^3 消費します。これは、約21MJのエネルギーを消費し、約1kgの CO_2 を排出することに相当します。

<mark>墨</mark>田区地球温暖化対策実行計画(区域施策編)の目標

墨田区地球温暖化対策実行計画(区域施策編)における、温室効果ガス排出量及びエネルギー 消費量の削減目標は、墨田区が大都市東京を構成する一員としての責務を果たしていくため、東京都の環境基本計画において示された温室効果ガス排出量及びエネルギー消費量の削減目標との整合を図り、以下の削減目標とします。

> 平成42年度(2030年度)までに 平成12年度(2000年度)比で 区内の温室効果ガス排出量を30%程度削減する エネルギー消費量を38%程度削減する



平成27年12月、フランスのパリにおいて、COP21(国連気候変動枠組条約第21回締約国会議)が開催され、「京都議定書」以降の新たな地球温暖化対策の法的枠組みとなる「パリ協定」が採択されました。

「パリ協定」においては、

- ・世界共通の長期目標として、地球の気温上昇を「産業革命前に比べ2℃よりもかなり低く」 抑え、「1.5℃未満に抑えるための努力をする」こと。
- ・先進国だけでなく途上国も含む全加盟国が、温室効果ガスの削減目標の作成・提出と対策の 実行を義務付けし、削減目標を5年ごとに提出・更新すること、共通かつ柔軟な方法でその 実施状況を報告し、レビューを受けること。
- ・先進国が引き続き資金を提供することと並んで途上国も自主的に資金を提供すること。
- ・イノベーションの重要性が位置づけられたこと。

などが合意事項として盛り込まれました。

我が国においては、「平成42年(2030年)までに、平成25年(2013年)比で温室効果ガス排出量を26%削減する」とする約束草案及びパリ協定を踏まえた「地球温暖化対策計画」を策定することとし、地球温暖化防止国民運動の強化、世界全体での抜本的な排出削減に貢献するため、途上国支援、イノベーションからなる新たな貢献策「美しい星への行動2.0(ACE2.0)」などの取組を実施しています。

個別目標 1-1 オールすみだで省エネルギー行動を実践する

施策の方向

① 家庭における省エネルギー対策の推進

区民にとって、取り組みやすく効果的な省エネルギー対策に関する情報の提供や学習講座等 を開催し、省エネルギー行動の啓発と習慣化を促進します。

また、より効果的な省エネルギー行動へのステップアップを狙い、省エネ診断の周知と受診 の促進などの取組を推進していきます。

さらに、集合住宅の省エネルギー化に向けた取組を促進します。

② 事業所における省エネルギー対策の推進

事業者にとって、取り組みやすく効果的な省エネルギー対策に関する情報の提供やセミナー を開催し、省エネルギー行動の啓発と習慣化を促進します。

さらに、より効果的な省エネルギー行動へのステップアップを狙い、省エネ診断の周知と受診の促進、エコチューニングの周知と普及などの取組を推進していきます。

③ 公共施設における省エネルギー対策の推進

区庁舎をはじめとする区の公共施設においては、「墨田区地球温暖化対策実行計画(区事務事業編)(平成27年3月策定計画期間:平成27年度~平成31年度)」に基づき、省エネルギー対策を推進します。また、新たな公共施設には、率先して再生可能エネルギー等の導入・活用を図ります。



墨田区庁舎の LED ダウンライト

		● 墨田区地球温暖化対策に関する普及・啓発	環境保全課
		● 地球温暖化に関する企画展示の実施	環境保全課
	1	● すみだエコポイント事業の推進	環境保全課
	· ②	● 環境家計簿の普及	環境保全課
	② 共 通	● エネルギーの見える化の促進	環境保全課
	趙	● 省エネ診断事業の取組の支援	環境保全課
		● 集合住宅(共用部分)の省エネルギー化に関する普及・啓発	環境保全課
	<u> </u>	● 省エネ診断事業・エコチューニングへの取組の支援	環境保全課
	2	● 環境マネジメントシステムの導入支援	環境保全課
		● 墨田区地球温暖化対策実行計画(区事務事業編)の推進	環境保全課
		● フィフティ・フィフティプログラムの推進	環境保全課
(3	● エコチューニングの推進	各所管課
		● 庁舎リフレッシュ計画の推進	総務課
		● 道路照明灯・公園灯の LED 化	道路公園課



家庭の省エネアドバイス

エネルギーの使い方は、各家庭の状況やライフスタイルによってさまざまです。

東京都が進めている「家庭の省エネアドバイス」では、都に認定された省エネアドバイザーが 各家庭に訪問し、それぞれの家庭にあった省エネのアドバイスを行います。

(1) 電気やガスの使用量を確認

使用量のお知らせ(検針票)等で今月の使用量を見たり前年と比べたりしながら、どのくらいエネルギーを使っているかを一緒に確認します。

(2) すぐにできる省エネの対策を提案

「何をすれば、どれだけお得になるか」、「1回の設定で長く省エネ効果を得ることのできる対策」等を提案します。

(3) 家電製品の消費電力を「見える化」

ご希望に応じて家電製品の消費電力を計測します。

消費電力の大きさを意識して家電製品の使い方を見直せば、節約につながります。 その他、ご要望に応じて

- 省エネ家電製品や給湯器の選び方
- ・住宅の省エネ(窓の断熱など)
- ・太陽エネルギーの利用に関する提案

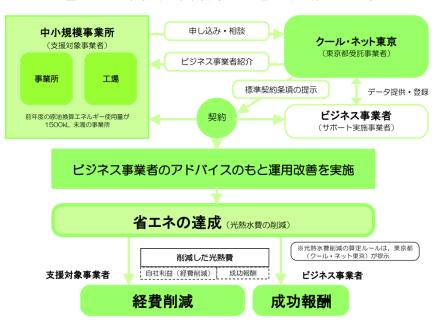
などもアドバイスします。

エコチューニングの実施

「エコチューニング」とは、業務用ビルや工場等の建築物から排出される CO_2 を削減するため、既存の照明設備、空調設備、熱源設備などの使用方法の工夫、機器出力の調節などを行い、大規模な設備投資や業務環境を悪化させることなく、エネルギー消費量を削減し、光熱水費を削減させるものです。

東京都地球温暖化防止活動推進センター(クール・ネット東京)では、都内の中小規模事業所 を対象として「初期投資ゼロ省エネ支援」を実施しています。

図4-1 東京都の初期投資ゼロ省エネ支援のしくみ



出典:東京都地球温暖化防止活動推進センター(クール・ネット東京)ホームページ

エネルギーの見える化について

墨田区では、電気使用量を見える化することで、省エネ・節電に対する意識を高め、実践してもらうことを目的に、希望する区民に省エネナビ(家庭内の電気の使用量や使用状態を表示できるもの)を無料で貸し出しています。

省エネナビは、家庭で使う電気使用量をリアルタイムで表示する機器で、目標値を設定すると電気を使いすぎた場合に警告ランプで知らせてくれます。

またエネルギー事業者のなかには、エネルギーの見える化に 関するサービスが行われています。このサービスでは、毎月の 電気使用量をグラフ等で確認できるほか、家庭ごとの省エネア ドバイス等を見ることができます。



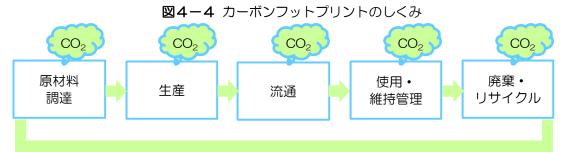
省エネナビ

Ľ.

カーボンフットプリントコミュニケーションプログラム

カーボンフットプリントコミュニケーションプログラム(CFP)とは、商品やサービスの原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでを通して排出される温室効果ガスの排出量を CO_2 に換算して、商品やサービスの環境負荷を具体的な数値で表示「見える化」するしくみです。

事業者と消費者の間で CO_2 排出量削減行動に関する「気づき」を共有し、「見える化」された情報を用いて、事業者・消費者がより低炭素な消費生活へ自ら変革していくことをめざしています。



排出される CO2の合計を環境ラベルで商品やサービスへ表示



出典:(一般社団法人)產業環境管理協会

個別目標 1-2 再生可能エネルギーの導入を推進する

施策の方向

① 再生可能エネルギーの導入促進

再生可能エネルギーの導入を促進するため、太陽光発電システムや省エネルギー型住宅等に 関する情報の発信や啓発を推進します。

② 区民・事業者への支援

平成20年度より太陽光発電システムや太陽熱利用システムなどを対象とした地球温暖化防止設備導入助成制度を実施しており、今後も区民・事業者への導入支援を推進します。

個別事業一覧

	● 再生可能エネルギーの普及・啓発	環境保全課
	● エコスクールの推進	庶務課
1		環境保全課
	● カーボンオフセット事業の検討	環境保全課
	● エコ住宅に関する情報提供	環境保全課
	● 太陽光発電・太陽熱利用システム導入の推進(地球温暖化防止	環境保全課
2	設備導入助成制度の推進)	
	● 省エネ機器普及支援事業の検討・推進	環境保全課

地球温暖化防止設備導入助成制度

墨田区では地球温暖化の防止に向けて、区内にある建築物に断熱改修工事や太陽光発電システムの導入等を行う場合、建築物の所有者に対して、工事費用の一部助成を行っています。これにより、建築物の省エネルギー化と再生可能エネルギーの普及促進を図っています。

なお、助成対象工事(設備)や助成金額などは毎年見直しを行っています。

助成制度の内容は墨田区のホームページでもご覧いただけます。 一般検索サイトにある検索窓に「墨田区 温暖化」と入力してください。

墨田区 温暖化



個別目標 1-3 まち全体でエネルギー利用の効率化を推進する

施策の方向

① 省エネルギー化に配慮した建物・設備への転換の促進

戸建住宅や集合住宅の新築及び増改築時には、省エネルギー化に配慮した建物及び高効率な 設備の導入を促進します。また、エネルギーマネジメントシステムによるエネルギー利用の最 適化及びエネルギーの融通についても普及・啓発を行い、まち全体のエネルギー利用の効率化 を推進します。

② 環境負荷の少ない交通手段の利用促進

自動車の使用について、環境負荷の少ないハイブリッド自動車・電気自動車・燃料電池自動車といった次世代自動車の普及を図るとともに、アイドリングストップなどエコドライブへの心がけを啓発するため、キャンペーンや PR を展開します。

また、区民や来街者が鉄道やバスなどの公共交通機関や自転車、徒歩により快適に移動ができる利便性の高いまちづくりを推進します。

③ 水素社会の実現に向けた取組

東京都が進めている水素エネルギーを活用した環境に優しく災害に強いまちづくりの実現に 向けて、東京都と連携を図りながら、墨田区におけるインフラ等の基盤整備やエネルギーシス テムのあり方を検討していきます。

<mark>個</mark>別事業一覧

1)	● パンフレット「(仮) エコ建築のすすめ」を活用した家庭や事業所から の排熱の抑制、省エネ配慮についての普及・啓発	環境保全課
Û	● 建築物の断熱施工の推進(地球温暖化防止設備導入助成制度の推進)	環境保全課
	● 大規模開発における地域冷暖房等の導入促進	環境保全課
	● 公共交通機関の積極的な利用の普及・啓発	環境保全課
	● 船着場の整備と水上交通の普及	道路公園課
	● 次世代自動車の普及・啓発	環境保全課
2	● アイドリングストップなどエコドライブの普及・啓発	環境保全課
	● 歩道と車道の分離のための道づくりなどの交通環境の整備	道路公園課
	● 自転車利用の啓発	環境保全課
	● 自転車専用レーンの整備	道路公園課
3	● 水素社会の実現に向けた基盤整備の検討	環境保全課



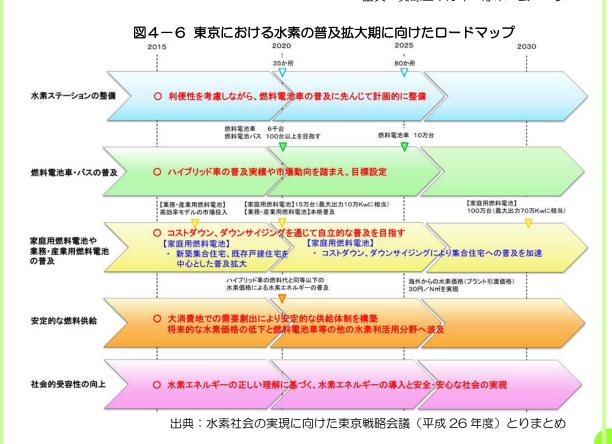
水素エネルギーとは?

水素エネルギーとは、水素を燃料としたエネルギーのことで、燃料電池を使って水素と空気中の酸素を化学反応させて電気を取り出すことができます。燃焼を伴わないため、水素エネルギーを利用する際に排出されるのは水だけで、CO₂や排気ガスは一切排出しません。

また、水素は様々な資源から作ることができるため、エネルギーの大部分を海外の化石燃料に依存している日本にとっては、重要なエネルギー源として期待されています。



出典: 資源エネルギー庁ホームページ



基本目標2

身近な緑と水辺に親しみ、生きものとふれあえるまち

墨田区は、荒川や隅田川、北十間川などの豊かな水辺に囲まれており、水と緑の骨格が形成され、江戸時代より受け継がれてきた春の花見、夏の夕涼みや花火、秋の月見や菊見・虫聞きなど、四季の自然を楽しむ文化があり、日常生活の中で、水と緑を通して豊かな情緒を育んできました。

墨田区は、緑化宣言以降、積極的な緑化推進施策を展開していますが、区内は、住宅等が密集しているため、緑化に適した場所が限られており、緑地の整備は進みにくい状況にあります。今後は、まちなか緑化(緑と花のまちづくり推進地域制度)などをより一層推進することにより、生活の中で緑を身近に感じる「緑感」を区民・事業者・区の協働により高めていきます。さらに、墨田区の特徴である水辺を活かして、区民が水辺に親しみ、爽やかな風に触れることができる心地良い空間の形成を進めていきます。

水と緑のネットワークの形成、生きものとふれあうことのできるまちの実現をめざして、以下の3つの目標を掲げます。

- 2-1 緑感を向上する
- 2-2 水と緑の空間を整備する
- 2-3 生物多様性に関する理解を深める

個別目標の達成に向け、以下の指標を掲げて進行管理を行います。

【環境事業指標】

指 標	現状値 (平成26年度)	中間目標値 (平成32年度)	目標値 (平成37年度)
緑被率	11.4%(※推計値)	12.2%	13.0%
まちなか緑化(緑と花のま ちづくり推進地域制度)の 活動地域数	11 地域	16 地域	22 地域

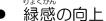
※緑と生物の現況調査10.5%(平成21年度)に、開発指導要綱等の緑化指導による増加分を含めた推計値

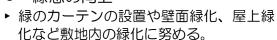
【目標達成に向けた区民・事業者・区の役割分担】

【区民】

- りょくかん
- 緑感の向上
- ► 植栽、緑のカーテンの設置や壁面緑化、屋 上緑化など、身近な緑を増やす。
- ▶ 地域の緑化活動へ積極的に参加する。
- 水と緑の空間整備
- ▶ 親水公園などでの水と緑とのふれあいを通して、環境保全への意識を持つ。
- ▶ 地域の公園や親水公園の清掃など美化活動 に積極的に参加する。
- 生物多様性の保全
- ▶ 身近な動植物に関心を持ち、生物多様性への理解を深める。
- ▶ 自然を大切にし、地域の環境保全活動に進んで参加する。

【事業者】





- ▶ 地域の緑化活動に積極的に参加する。
- 水と緑の空間整備
- ▶ 地域の水辺・緑地空間の大切さを理解 し、環境への意識を高める。
- ▶ 地域の公園や親水公園の清掃など美化活動に積極的に協力・参加する。
- 生物多様性の保全
- ▶ 開発や施設建設の際は、周辺環境に配慮 する。
- ▶ 開発指導要綱等を遵守し、生物多様性を 保全する。



『身近な緑と水辺に親しみ、生きものとふれあえるまち』の実現



【墨田区】

- ▶ 緑感の向上につながる活動を支援する。
- ▶ 多様な緑化活動を支援する。
- ▶ 公共施設の緑化を推進する。
- ▶ 特別保全樹木の管理を支援する。
- ▶ 公園・水辺を整備する。
- ▶ 自然とふれあう場と機会を創出する。
- ▶ 生物多様性の保全について周知・啓発する。
- ▶ 開発指導要綱等に基づく緑化を指導する。



個別目標 2-1 緑感を向上する

施策の方向

① 地域緑化及び多様な緑化の推進

「まちなか緑化 (緑と花のまちづくり推進地域制度)」等の地域緑化により、区全体において多彩な緑を創出するとともに、地域緑化の拠点として緑と花の学習園の機能充実を推進します。

また、地上部の緑化を進めていくとともに、緑のカーテンの普及をはじめ、リサイクル素材や新しい素材を取り入れた屋上緑化や壁面緑化などの立体的な緑化を区民・事業者・区の連携により推進することで、多様な緑化による緑 感の向上を図ります。

② 公共施設等の緑化の推進

公園や街路樹、水辺など、公共の場の緑化を進め、 緑の豊かさを感じることができるまちづくりを推進し ます。



緑と花の学習園

③ 緑の保全

区内に残存する貴重な緑を保全するため、「特別保全樹木助成制度」を推進するとともに、 区外における森林整備体験事業等を実施し、区民の緑を大切にする意識の啓発を促進します。

_		
	● まちなか緑化 (緑と花のまちづくり推進地域制度) による緑と花の ネットワークづくりの推進	環境保全課
	● ハンギングバスケットによる緑感の向上	環境保全課
	● 緑と花の学習園の機能充実	環境保全課
(1)	● 立体緑化(屋上及び壁面緑化)の推進	環境保全課
(I)	● 緑のへいの設置奨励	環境保全課
	● 緑のカーテンの普及	環境保全課
	● 一定規模以上の建設事業に対する緑化指導	環境保全課
	● 在来植物の保全・保護	環境保全課
	● エコポケット(小さな自然空間)の創出	環境保全課
(3)	● 自転車・歩行者通行空間再整備事業(旧すみだ花の道整備事業)の 推進	道路公園課
2	● 道路や公共施設等における緑化の推進	道路公園課
		環境保全課
(3)	● 特別保全樹木助成制度の推進	環境保全課
3	● 森林整備体験事業等の推進	環境保全課

個別目標 2-2 水と緑の空間を整備する

<mark>施</mark>策の方向

① 公園の整備

公園は、私たちにやすらぎとうるおいを与えてくれるとともに、貴重な生きものの生息・生育空間でもあります。また、災害時の一時避難場所になっているなど、防災面でも機能を発揮します。このような多様な役割を果たす公園に環境にも配慮した整備を推進します。

② 親水空間の整備

親水公園や河川沿いの緑地と水辺の整備においては、緑や水辺と気軽にふれあえる空間の創出に努めます。

また、観光船からの景観も楽しめるよう整備を図り、環境 体験学習や自然観察にも活用します。



北十間川の水辺空間

	1	● 公園の新設・再整備	道路公園課
	1	● 錦糸公園・旧安田庭園・旧中川水辺公園・隅田公園の整備	道路公園課
		● 親水公園の整備(大横川親水公園・竪川親水公園)	道路公園課
	<u> </u>	● 北十間川水辺活用構想に基づく水辺の整備	都市整備課
	2	● 河川整備における自然環境の再生	都市整備課
			道路公園課



隅田公園

個別目標 2-3 生物多様性に関する理解を深める

施策の方向

① 生物多様性の保全に向けた啓発

区内の緑地や水辺などには、多種多様な生きものや植物が生息・生育しています。これらの 動植物の実態を定期的に把握するとともに、自然環境の保全創出に向けた指針の策定や施策の 実施について検討します。

環境体験学習等の講座やイベント開催を通じて、生物多様性の保全は、わたしたちの衣・食・住をはじめとする日常生活や農業生産などの経済活動に密着した身近な問題であることを 区民・事業者へ周知・啓発していきます。

② 自然とふれあう場と機会の創出

「緑と花の学習園」では、緑を学びふれあうことのできる地域緑化の拠点としての機能充実を図ります。また、荒川河川敷や区立学校においてビオトープ²の整備を進め、自然とふれあう学習に活かしていきます。

さらに、身近な自然とのふれあいを推進するため、「自然環境観察員養成講座」や「緑と花のサポーター制度」を活用し、人材を育成します。

<mark>個</mark>別事業一覧

	● 自然の実態把握	環境保全課
1	● 生物多様性地域戦略の策定検討	環境保全課
	● 生物多様性の保全に係る周知・啓発の推進	環境保全課
	● 荒川自然生態園の整備	都市整備課
	● ヤゴ救出作戦・トンボフェアの実施	環境保全課
		区内小・中学校
2	● ビオトープの整備	環境保全課
		区内小・中学校
	● 自然環境観察員養成講座の開催	環境保全課
	● 緑と花のサポーター制度の推進	環境保全課

^{2:} Bio(生きもの)とTop(場所)を合わせた合成語で「その地域の生きものの生息に適した場所」を表す。

生物多様性とは

人間の活動は、多様な生きものの存在や、それぞれのつながりに支えられて成り立っています。生物多様性とは、地球上に存在する全ての生きものに対して「生命に表れているあらゆる多様性」の存在を定義する概念です。近年の自然環境の悪化に伴って、生物多様性が失われるスピードが速くなっていることが世界的に懸念されています。生物多様性が失われてしまうと、人間も持続的に活動を行っていくことが難しくなってしまうため、生きものが生息できる環境を保全する、新たに創出するといった取組の必要性が高まっています。

平成21年度に実施された「緑と生物の現況調査」では、墨田区内に動植物合わせて334科1,229種の生きものの生息が確認されています。墨田区では、自然の実態把握に努めるとともに、区立大横川親水公園万華池のかいぼり事業など生きものの生息環境を保全する事業を行ってきました。また、「緑化講習会」・「自然観察会」の開催や、「プールのヤゴ救出作戦」・「トンボフェア」といった、生物多様性に関わる活動を行って、区民や事業者への普及・啓発にも取り組んでいます。

●「万華池」かいぼり大作戦

区立大横川親水公園の万華池(まんげいけ)は、過去に26種類のトンボ類が確認されるなど区内でも多様な生きものが観察できる貴重な場所です。

しかし、池の整備から20年余りが経ち、水生植物が過剰に繁茂し、生きものが生息しにくい環境になってきたため、かいぼりボランティアや小学生かいぼり隊、地元の専門学校、講師及び事業者等からの協力を得て、池の草や水を抜く「かいぼり」を行い、池の環境を整える取組を行いました。



かいぼり作業の様子

今後さらに、多くの種類のトンボや多様な生きものが戻ってくる万華池となり、その環境を維持し次世代へ伝えていくことをめざして、専門家の意見もいただきながら、ボランティアや区民のみなさんと調査・保全等の取組を進めていきます。

また、生態系・種・遺伝子といった生物多様性について区民や事業者の理解を深め、地域の生きものに対する関心を持ってもらうための活動を継続するとともに、墨田区内に生きものの豊かな環境を整備する取組を進めていきます。

区内ビオトープの整備

ビオトープとは、その地域の生きものの生息に適した場所を 意味しています。

トンボが住み続けるためには幼虫であるヤゴが生息できる水辺が必要です。また、チョウには幼虫の餌となる植物が必要です。このような生きものの生息に適した環境を整備する取組を行っています。

●学校ビオトープの整備

環境学習の一環として行っている学校ビオトープの整備は、 企業やNPOの協力を得て、実施しています。



小学校のビオトープ整備の様子

基本目標3

資源循環型社会の実現をめざすまち

私たちは、生活の豊かさを享受するために、大量生産、大量消費、大量廃棄という経済社会を構築してきました。しかし、このような社会のあり方は、環境汚染、地球温暖化などの環境問題をますます深刻化させています。

このような環境問題を解決していくためには、いま一度、かつての日本人の生活に根ざした「もったいない」という考え方を思い起こして、できるだけごみを出さない、エネルギーを効率的に利用するなど、環境負荷の少ない行動を選択する生活様式に変え、資源循環型社会を実現する必要があります。

また、墨田区は、雨と都市の共生をめざして雨水の貯留・浸透及び有効利用を進めるとともに、各地からの視察を受け入れている雨水利用の先進的な地域です。今後も、全国に先駆けた雨水利用のノウハウを持つすみだの特色を活かして、区民・事業者等への PR や情報提供等を積極的に行うことにより、雨水利用を一層推進していきます。

このように資源が循環するまちの実現をめざして、以下の3つの目標を掲げます。

- 3-1 ごみの発生抑制と有効利用を促進する
- 3-2 廃棄物の適正処理を推進する
- 3-3 雨水を有効活用する

個別目標の達成に向け、以下の指標を掲げて進行管理を行います。

【環境事業指標】

指 標	現状値 (平成26年度)	中間目標値 (平成32年度)	目標値 (平成37年度)
資源化率	20.1%	23.0%以上	25.0%以上
雨水総貯留容量	22,328 m ³	26,300 m ³	30,000 m ³

【目標達成に向けた区民・事業者・区の役割分担】

【区民】

- ごみの発生抑制と有効利用の促進
- ▶ すぐにごみになるようなもの、資源化し にくいものは買わない。
- ▶ 環境にやさしい製品や、リサイクル製品 を積極的に使う。
- ▶ リサイクルの手間を惜しまない。
- ► ごみは正しく分別して出すことを徹底する。
- ▶ 資源物を出すときは、区の回収や地域の 回収活動に参加する。
- 環境美化に向けた取組
- ▶ 区のごみのポイ捨て・不法投棄対策に協力する。
- ▶ 地域の清掃活動に積極的に参加する。
- 雨水を有効活用する
- ▶ 雨水を溜めて、打ち水などに活用する。

【事業者】

- ごみの発生抑制と有効利用の促進
- ► ごみと資源物は自らの責任で正しく処理 し、なるべく出さないように努める。
- ▶ 環境にやさしい製品や、リサイクル製品 を積極的に使う。
- ▶ すぐにごみになるようなもの、資源になりにくいものは使わない・作らない。
- ▶ 資源にできるものは主体的に回収する。
- 環境美化に向けた取組
- ▶ 区のごみのポイ捨て・不法投棄対策に協力する。
- ▶ 地域の清掃活動に協力・参加する。
- 雨水を有効活用する
- ▶ 雨水を溜めて、打ち水などに活用する。

『資源循環型社会の実現をめざすまち』の実現



【墨田区】

- ► 区民・事業者へごみの減量とリサイクル活動が円滑にできるよう支援する。
- ▶ 環境負荷の少ない製品やリサイクル製品を積極的に使用する。
- ▶ 環境に配慮した効率的なごみ・資源物の処理を実施する。
- ▶ 区民・事業者ヘリサイクル清掃事業に関する情報を提供する。
- ▶ ごみのポイ捨て・不法投棄対策と啓発活動を実施する。
- ▶ 地域のリサイクル・清掃活動を支援する。
- ▶ 雨水利用の普及・啓発と雨水タンクの設置支援を行う。

個別目標 3-1 ごみの発生抑制と有効利用を促進する

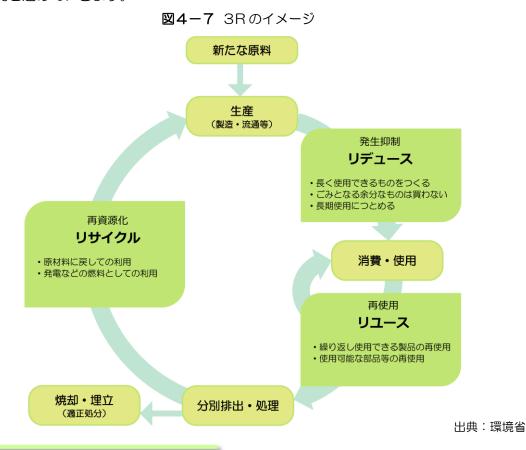
施策の方向

① ごみの発生抑制を中心とする3Rの推進

ごみ(廃棄物)を減らすためには、まず、ごみを出さないこと(発生抑制:リデュース)を優先して、再使用(リユース)、再資源化(リサイクル)を推進することが必要です(3つのRを総称して「3R」といいます)。ごみを減らすことは、温室効果ガス排出量を削減と、環境への負荷の抑制につながります。

また、平成25年5月に閣議決定された「第三次循環型社会形成推進基本計画」では、リサイクルより優先順位が高いリデュースとリユース(2R)の取組がより進む社会経済システムを構築することが掲げられています。

このため、墨田区においても、国の方針に則り、リサイクルを含めた3Rを引き続き推進し、できる限りごみを出さず、ものを捨てずに大切に使う生活を普及させるため、情報発信等により意識啓発を進めていきます。



② 適正なリサイクル・清掃事業の運営

区民・事業者・区が協働して循環型社会を構築するために、区は、区民・事業者から信頼されるリサイクル・清掃事業の運営に努めます。

ごみの発生抑制をはじめ、資源化をより一層進めていくために、資源物の集積所回収をはじめ、区民団体等による集団回収活動への支援など、誰もが参加しやすい資源物回収事業に引き続き取り組んでいきます。

また、事業所においては、自らが責任をもって適切に処理することを徹底させるための啓発 及び指導を行うとともに、リサイクルへの取組につなげるための情報発信を行っていきます。

さらには、積極的な情報公開を進めるとともに、災害などの有事の際にも中断せずに継続できる廃棄物処理体制を整備し、ごみ収集時における環境負荷を低減するための低公害車の導入を推進し省エネルギー化に努めます。

<mark>個</mark>別事業一覧

	● ごみ減量とリサイクルに関する情報提供	すみだ清掃事務所
	● 外国語広報の充実	すみだ清掃事務所
1	● 生ごみのリサイクルの推進	すみだ清掃事務所
	● 「マイバッグ運動」の推進	すみだ清掃事務所
	● 小規模事業所リサイクルシステム(エコッチャ)の促進	すみだ清掃事務所
	● 資源回収事業の推進	すみだ清掃事務所
	● 集団資源回収への支援	すみだ清掃事務所
	● リサイクルブック事業の実施	ひきふね図書館
	● リサイクル清掃地域推進委員制度の推進	すみだ清掃事務所
	● 分別排出の徹底	すみだ清掃事務所
	● 事業者の適正処理の指導及び自主的な取組の促進	すみだ清掃事務所
2	● 一般廃棄物処理業の許可及び指導	すみだ清掃事務所
	● リサイクル・清掃事業の効率化	すみだ清掃事務所
	● 情報公開の推進	すみだ清掃事務所
	● リサイクル・清掃事業の継続性の確保	すみだ清掃事務所
	● 災害時における廃棄物処理対策の整備	すみだ清掃事務所
	● 環境負荷の少ない収集・運搬車両の導入	すみだ清掃事務所
	● サーマルリサイクルの継続推進	すみだ清掃事務所



ごみの収集作業



子ども向け啓発冊子

個別目標 3-2 廃棄物の適正処理を推進する

施策の方向

① 環境美化に向けた取組の推進

地域との協働によるまちの美化の取組として、「クリーンキャンペーン」等を実施し、ごみの少ないきれいなまちをめざします。

② 監視・指導の推進

区民ボランティア等との連携を図りながら、区内の不法投棄や資源持ち去り多発箇所を中心に、巡回を行います。

	1	● クリーンキャンペーンの実施	すみだ清掃事務所
	(I)	● 路上喫煙防止対策の推進	区民活動推進課
2	<u> </u>	● 不法投棄防止対策の推進	すみだ清掃事務所
	(● 資源物持ち去り防止対策の推進	すみだ清掃事務所



クリーンキャンペーン

個別目標 3-3 雨水を有効活用する

施策の方向

① 雨水利用の啓発・普及の推進

雨水利用のメリットや区における取組状況などの情報を積極的に区民・事業者へ PR するとともに、雨水タンクの設置に関する助成を継続し、区民・事業者等の自主的な雨水利用を支援します。

② 広域連携の推進

他自治体・雨水に関する環境 NPO・事業者との連携強化を図りながら、雨水利用の推進に 貢献していきます。

個別事業一覧

	1	● 雨水利用の啓発・情報発信	環境保全課
		● 雨水利用促進助成及び雨水の貯留・浸透指導	環境保全課
	2	● 雨水利用ネットワーク事業の推進	環境保全課

墨田区の雨水利用

墨田区は、雨と都市の共生をめざし、雨水の貯留・浸透及び利用に取り組んでいます。雨水利用とは、建物の屋根などに降った雨を貯留槽(タンク)に貯め、貯めた雨水を樹木への散水、トイレの洗浄水などに利用することです。災害時には、貯めた雨水を貴重な生活用水としても活用できます。

墨田区の雨水利用は、昭和57年に両国国技館への雨水利用設備の導入を申し入れしたことに始まり、区施設では昭和58年から雨水利用設備を導入しました。平成7年には「墨田区雨水利用推進指針」を策定し、平成26年度までに区役所庁舎など30の区施設に雨水利用設備を導入しています。また、民間施設においても建築計画時に雨水利用の指導等を行い、マンションや商業施設などへの雨水利用が進んでいます。さらに、家庭・事業者向けに雨水タンクの導入に対する助成制度も実施しています。

雨水利用には、3つの効果があります。

1 省エネルギー

上水道の代わりに雨水を利用することで省エネにつながります。 また、節水の意識の向上にも繋がります。

2 水資源の有効活用

雨の多い日本では雨水は大事な資源です。下水に流さず溜めて 活用することが資源の有効活用となります。これにより、ダムの 渇水対策にも繋がります。また、災害時には、緊急用水としても 活用できます。

3 都市型洪水の防止

局地的な豪雨による浸水被害に対して、それぞれの建物で雨水を貯留し、下水への放流を緩和することで、下水の逆流防止となり都市型洪水の防止に繋がります。



まちなかの雨水タンク 「路地尊」

基本目標4

良好な生活環境が確保され、安心とやすらぎが実感できる住みよいまち

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、災害に強いまちづくりの必要性を再認識させるとともに、放射線被害への対応が求められるなど、区民の健康と安全を確保していくことの重要性を改めて示唆するものとなりました。

また、区民の健康や生活環境を守り、住みよい環境を将来世代に伝えていくため、引き続き、 都市・生活型公害の防止に向けた取組を進めていく必要があります。

近年では短時間に100ミリを超えるような集中豪雨の増加や熱中症搬送者数の増加など地球温暖化の影響と考えられる現象が既に現れています。

そのため、地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出を抑制する「緩和策」とともに、 既に生じている地球温暖化による影響に適切に対応する「適応策」にも積極的に取り組むこ とが必要となっています。

さらに、平成24年に開業した東京スカイツリー[®]は、観光客や来街者等の交流人口の増加や地域活性化の波及効果をもたらし、すみだは国際観光都市としての役割も高まってきたことから、引き続き、東京スカイツリー[®]周辺のまちなみ整備や魅力的な水辺空間の演出を行うなど、まちの魅力を高めていくことも必要です。

このように、安全・安心かつ魅力的なまちの実現をめざして、以下の3つの目標を掲げます。

- 4-1 安全安心を実感できるまちをつくる
- 4-2 気候変動に適応したまちをつくる
- 4-3 景観に配慮したまちをつくる

個別目標の達成に向け、以下の指標を掲げて進行管理を行います。

【環境事業指標】

指 標	現状値 (平成26年度)	中間目標値 (平成32年度)	目標値 (平成37年度)
苦情があった特定建設作業 (建設・解体作業)の割合	11%	8%	5%
苦情申立人が満足した割合	30%	45%	60%

【目標達成に向けた区民・事業者・区の役割分担】

【区民】

- 都市・生活型公害の防止
- ► 暮らしの中から生じる騒音の防止など近隣 に配慮した生活を心がける。
- ▶ 環境への負荷の少ないリサイクル製品を選択する。
- 夏の暑さや集中豪雨への対策
- ▶ 打ち水イベントに参加する。
- ▶ 緑のカーテンを設置して日差しを和らげる。
- ▶ まちかどクールスポットを利用する。
- ▶ 家庭で雨水タンクの設置を検討・導入する。
- ▶ 災害への備えを確認しておく。
- 景観に配慮した行動への取組
- ▶ 景観を守ることの大切さを理解する。
- ▶ 自転車は駐輪場や駐輪スペースを利用する。

【事業者】

- 都市・生活型公害の防止
- ▶ 事業活動から生じる騒音、振動、悪臭の防止に努める。
- ▶ 排水基準を遵守する。
- ► 周辺住民などから苦情があった場合は速や かに原因把握・問題解決に協力する。
- 夏の暑さや集中豪雨への対策
- ▶ 打ち水イベントに参加する。
- ▶ 緑のカーテンを設置して日差しを和らげる。
- ▶ まちかどクールスポットの設置に協力する。
- ▶ 雨水貯留設備の設置を検討・導入する。
- ▶ 災害への備えを確認する。
- 景観に配慮した行動への取組
- ▶ 開発指導要綱、景観形成基準等を遵守する。



『良好な生活環境が確保され、 安心とやすらぎが実感できる住みよいまち』の実現



【墨田区】

- ▶ 環境監視事業を継続実施する。
- ▶ 公害発生源に対し、公害防止について指導する。
- ▶ 緑のカーテンや打ち水を推進する。
- ▶ 保水性舗装、遮熱性舗装の施工を推進する。
- ► 公共施設をまちかどクールスポットとして提供すると ともに、事業者へまちかどクールスポットへの協力の 呼びかけを行う。
- ▶ 景観基本計画に基づく景観形成を指導する。
- ► 雨水タンク・雨水貯留設備の情報を提供し、導入を推進する。

個別目標 4-1 安全安心を実感できるまちをつくる

施策の方向

① 都市・生活型公害の防止

墨田区は区民の健康な暮らしを守るため、大気や河川、騒音等に関する調査を継続して実施し、ホームページ等で結果を公表しています。それぞれの環境基準の達成に努め、こうした都市・生活型公害発生を未然に防止します。また、カラス等の鳥獣被害の相談や、都市・生活型公害に関する相談に対しては、迅速かつ適切に対処します。

ダイオキシン類等をはじめとする有害化学物質等を適切に管理するため、東京都と連携した 取組を推進します。区内事業者の適切な公害防止対策を推進するため、指導や支援を継続して 実施します。

② 環境リスクへの対応

環境リスクに関する情報収集・提供に努め、区民の理解を図ります。

③ 老朽危険家屋対策の推進

適切な管理がされておらず危険な状態となっている建物等の所有者や管理者に対して、法令に基づき、必要な改善を行うよう指導・助言等を行っていきます。

	● 環境監視事業の推進	環境保全課
	● 土壌汚染対策事業の推進	環境保全課
	● 工場認可及び公害防止指導事業の推進	環境保全課
	● 公害苦情処理事業の推進	環境保全課
1	● 民間建築物アスベスト調査助成事業の推進	環境保全課
	● アスベスト対策資金融資あっ旋事業の推進	生活経済課
	● 公害防止資金融資あっ旋事業の推進	生活経済課
	● ホームページ等による事業者向け情報提供	環境保全課
	● 有害化学物質対策事業の推進	環境保全課
2	● 問題となる環境リスクに関する情報収集・提供	環境保全課
3	● 老朽危険家屋等の所有者等への指導・助言等の実施	安全支援課

個別目標 4-2 気候変動に適応したまちをつくる

施策の方向

① ヒートアイランド対策の推進

ヒートアイランド現象の原因となっている人工排熱を抑制するため、高効率設備の導入を促進します。また、気温の上昇を緩和するため、道路の整備にあたっては、保水性舗装を施すとともに、校庭の芝生化など公共施設の緑化を推進します。さらに、区民や事業者にも排熱の抑制について普及・啓発を行っていきます。

② 熱中症対策の推進

地球温暖化の進行やヒートアイランド現象等の影響により、都市部の高温化が進み、熱中症の発症リスクが高まっていることから、区民へ向けて予防に関する情報提供などの普及啓発を行っていくほか、公共施設にミストシャワーを含めた「まちかどクールスポット」の設置を推進するとともに、事業者にも協力を呼びかけていきます。

③ 豪雨対策の推進

短時間の集中豪雨に対応するため、河川整備とともに雨水の貯留、浸透及び利用の推進や下水の排水能力の強化など区内の水害対策を進めます。

_		
	● 家庭や事業所からの排熱の抑制についての普及・啓発	環境保全課
	● 建築物の遮熱施工の推進(地球温暖化防止設備導入助成制度	環境保全課
	の推進)	
	● 保水性舗装などを施した区道の整備	道路公園課
1	● 校庭の芝生化	庶務課
	● 立体緑化 (屋上及び壁面緑化) の推進	環境保全課
	● 緑のへいの設置奨励	環境保全課
	● 緑のカーテンの普及	環境保全課
	● 一定規模以上の建設事業に対する緑化指導	環境保全課
2	● 熱中症の予防に関する普及・啓発	保健計画課
2	● まちかどクールスポットの設置	環境保全課
	● 堤防等の耐震性や治水機能の向上	都市整備課
3		道路公園課
	● 雨水の貯留、浸透及び利用の推進	環境保全課
	● 下水の排水能力の強化	都市整備課

温暖化対策(緩和策と適応策)

IPCC第5次評価報告書によれば、2081年から2100年の世界の平均地上気温は、可能な限りの温暖化対策を施した場合のシナリオでも0.3~1.7℃上昇すると予測しており、気候変動による影響は避けられない状況になっています。

気候変動により「海面上昇、沿岸での高潮」、「大都市部への洪水」、「極端な気象現象によるインフラ機能停止」、「熱波による死亡や疾病」などの発生リスクが高まっています。

このように、従来の温室効果ガスの排出を抑制する「緩和」の取組を実施するだけでは、気候変動による影響は避けられないことから、その影響に対して自然や人間社会のあり方を調整していく「適応」の取組も講じていく必要があります。

政府は、平成27年11月に「気候変動の影響への適応計画」を閣議決定しました。この計画においては、「農業、森林・林業、水産業」「水環境・水資源」「自然生態系」「自然災害(沿岸域)」「健康」「産業・経済活動」「国民生活・都市生活」の7分野について温暖化の影響の重大性、緊急性や影響予測の確実性を考慮して求められる対策をまとめており、特に重大な課題として洪水被害、高温による熱中症や、農産物被害などに対する対策をあげています。

図4-8 温暖化対策(緩和策と適応策)





緑のカーテン

ゴーヤ、朝顔等のつる性植物でつくる「緑のカーテン」は、夏の厳しい日差しを和らげ、見た目にも涼しい自然のカーテンです。緑のカーテンは、気温の上昇を抑える効果があり、緑のカーテンの日なた側と日陰側の気温は、5℃程度の差があります。墨田区では、夏季のヒートアイランド現象の緩和や、省エネルギーの推進、また生活の中で緑を感じる「緑感」の向上を図るため、家庭や事業所に普及させる取組を進めています。



緑のカーテン講習会

区では、区施設に「緑のカーテンモデル」を設置しているほか、緑を育てる楽しみを一人でも多くの方に感じていただくため、「緑のカーテンコンテスト」及び「緑のカーテン講習会」を開催して、普及・啓発や設置支援を行っています。



緑のカーテンコンテスト(応募写真の展示)

緑のカーテン







墨田区の防災情報

墨田区では、防災に関する情報をスマートフォンやタブレット端末で閲覧できる防災情報アプリ「墨田区防災マップ」を配信しています。事前にダウンロードすることで、万が一の災害時に、インターネット通信環境がない状態でも、アプリ内に保持した墨田区防災マップを参照することができます。

防災マップは、使用する方の状況に合わせ、墨田区民、帰宅困難者、多言語の3つの地図情報を表示できます。本アプリでは、防災マップ、墨田区洪水・都市型水害ハザードマップのほか、各種防災情報の閲覧もできます。

また、荒川はん濫又は局地的な集中豪雨による浸水状況を想定した「墨田区洪水・都市型水害ハザードマップ」を作製しています。

万一の水害に備え、避難場所の確認や、非常用の持ち出し品の準備等にお役立てください。

図4-9 墨田区洪水・都市型水害ハザードマップ(平成26年6月墨田区発行)



個別目標 4-3 景観に配慮したまちをつくる

施策の方向

① 都市景観に配慮したまちづくりの推進

平成21年11月に施行した「墨田区景観計画」では、「水辺と歴史に彩られ、下町情緒あふれる"すみだ風景づくり"」という景観まちづくり像の実現に向け、区民・事業者・区の協働による取組の方向性及び景観形成方針等を示しています。この計画に基づいた、地域の特色を活かしたすみだらしい景観づくりを推進します。

② 道路不正使用の是正

歩行者等の通行や交通の妨げとなる、放置自転車への対策など道路の不正使用の解消を推進 します。

1	•	景観まちづくり推進事業	都市計画課
	•	放置自転車対策の推進	土木管理課
2	•	自転車駐車場の整備	土木管理課
	•	道路不正使用の是正	土木管理課



水辺の花と緑



墨田区のまちなみ

基本目標5

環境活動を実践する人が育つまち

「すみだ環境区宣言」の基本理念である「環境にやさしいまち すみだ」を実現するためには、社会を構成する私たち一人ひとりが環境との関わりについて理解と認識を深め、責任ある行動をとっていくことが求められています。

地球温暖化をはじめとする今日の環境問題は、普段の私たちのライフスタイルや事業活動を 見直し、変えていくことが、その解決への一歩となります。

そのためには、家庭や学校、職場をはじめ、様々な場面で子どもから大人まで幅広い世代の 区民が環境についての正しい知識を学べる環境教育と、環境学習の機会の充実を図っていく必要があります。さらに、学んだ成果を具体的な行動として実践する環境活動の場を拡充していくことも求められています。

「環境の共創」の考え方を基本とし、区民・事業者が環境にやさしい行動を積極的に実践するまちをめざして、以下の2つの目標を掲げます。

- 5-1 環境体験学習を推進する
- 5-2 協働による環境活動を推進する

個別目標の達成に向け、以下の指標を掲げて進行管理を行います。

【環境事業指標】

指 標	現状値	中間目標値	目標値
	(平成 26 年度)	(平成32年度)	(平成 37 年度)
環境ボランティア (緑と花のサポーター・エコライフサポーター)登録者の実働割合	67%	71%	75%

【目標達成に向けた区民・事業者・区の役割分担】

【区民】

- 環境教育・環境学習の推進
- ▶ 環境保全活動に関する情報を意識して 取り入れるなど、環境に関心を持つ。
- ▶ 環境フェア、環境学習講座などに積極 的に参加する。
- ▶ 自主的に環境学習に取り組む。
- 環境活動の実践
- ▶ 「すみだ環境区宣言」の行動指針に則した、環境にやさしい行動の実践に努める。
- 縁と花のサポーターや、エコライフサポーターの活動を知る。
- ▶ 地域の環境保全活動に参加する。



【事業者】

- 環境教育・環境学習の推進
- ▶ 従業員を対象とした環境研修を実施する。
- ▶ 施設見学の受け入れなど環境教育・環境学習の機会を提供する。
- 環境活動の実践
- ► 区民や区が実施する環境啓発イベント、環境学習講座などに積極的に協力・参加する。
- ▶ 環境マネジメントシステム(エコアクション21、ISO14OO1、エコステージ、グリーン経営認証など)を導入する。



『環境活動を実践する人が育つまち』の実現



【墨田区】

- ▶ 環境教育、環境学習に関わる情報を発信する。
- ▶ 環境体験学習の機会を充実させる。
- ▶ 区民・事業者の自主的な環境活動を支援する。
- ▶ 環境ボランティア・環境リーダーを育成する。

個別目標 5-1 環境体験学習を推進する

施策の方向

① 環境体験学習機会の拡充

地球温暖化やごみ、雨水利用、生物多様性等の環境体験学習を推進し、区民の環境に関する 理解の向上に役立てます。また、児童・生徒への学習に資する環境啓発冊子の配布など学校にお ける環境教育の充実を推進するとともに、環境活動成果の「見える化」についても推進します。 さらに、区外の環境学習施設や民間の体験学習施設と連携し、環境体験学習の拡充を図ります。

② 環境体験学習拠点の確保

環境体験学習の場の確保を図るとともに、環境体験学習の活動と交流を推進します。

③ 環境教育・環境学習に関わる情報発信の強化

区報や区ホームページ、町内回覧板などの様々な媒体を活用しながら、区内の環境保全活動 に係る情報発信を行っていきます。

また、区内で活動を行っている区民や環境保全団体等の取組を広く周知します。

-	_		
		● 環境・リサイクル体験学習事業の推進	環境保全課
		● 雨水利用体験学習事業の推進	環境保全課
		● 環境体験学習出前事業の推進	環境保全課
		● 学校向け環境啓発冊子の配布	環境保全課
	1	● エコライフ講座の開催	環境保全課
		● リサイクル・清掃事業に関する学習の推進	すみだ清掃事務所
		● 自然観察会・講座の開催	環境保全課
		● ビオトープを活用した環境学習の推進	環境保全課
			区内小・中学校
ľ	2	● 環境体験学習の場(大横川親水公園、荒川河川敷、緑と花の学	都市整備課
		習園)の充実・整備	道路公園課
			環境保全課
		● 環境体験学習の活動と交流の推進	環境保全課
ľ		● 区報、区ホームページ、町内会回覧板などを活用した環境活動	環境保全課
	3	情報の発信の強化	
		● 区内で環境活動を行っている個人・事業者・団体の取組の紹介	環境保全課

個別目標 5-2 協働による環境活動を推進する

施策の方向

① 環境ボランティア・環境リーダーの育成

エコライフ講座・緑化講習会の開催を通じ、エコライフサポーター等の環境ボランティアの 育成を図ります。ボランティアからリーダーへのステップアップを図り、また、学校や地域で の環境体験学習で助言・指導ができる環境リーダーを育成します。

② 区民・事業者の支援

区民や事業者が自主的に行う環境活動の支援を図ります。

また、経済活動と環境配慮の両立をめざす中小企業の取組を支援するとともに、環境関連技術の普及に向けた活動を支援します。

③ 協働による環境活動・イベントの充実

すみだ環境共創区民会議・区内の環境団体やボランティアと連携し、子どもから大人まで誰もが楽しく、気軽に参加できる環境活動やイベントの開催・充実を図ります。

	● 環境ボランティアの拡大	環境保全課					
1	● 環境リーダーの育成	環境保全課					
1	● 自然環境観察員養成講座の開催	環境保全課					
	● 緑と花のサポーター制度の推進	環境保全課					
	● 中小企業に対する省エネ対策の推進	環境保全課					
	● 環境マネジメント関連規格認証の取得支援	環境保全課					
2	● 環境・リサイクル技術及び製品開発の支援	環境保全課					
		産業経済課					
		中小企業センター					
3	● すみだ環境共創区民会議・区内の環境団体やボランティアと連	環境保全課					
3	携した環境活動やイベントの開催・充実						

緑と花のサポーター・エコライフサポーター

●緑と花のサポーター

緑と花のサポーターは、緑に関する専門知識と経験を活かし、 緑と花の学習園を活動拠点に、区内にある花壇やプランターなど の手入れなど、区と協働で取組をしているグループです。

「まちなか緑化 (緑と花のまちづくり推進地域制度)」における区民 (町会等) に対する植栽管理の助言及び緑化講習会、イベントの運営等に携わり、地域の緑化推進のリーダーとしてボランティア活動を展開しています。

活動日は毎週、火・木曜日で、緑や花について学びながら活動することができます。



活動の様子

●エコライフサポーター

エコライフサポーターは、エコライフ講座の修了生が中心となって、地球にやさしい生活(エコライフ)を家庭や地域に広めていくとともに、区が行う事業にも積極的に協力することを目的に平成 18 年8月に発足しました。



活動の様子

サポーターのアイデアを活かした温暖化防止やごみ減量など、地球環境の保全につながる活動へ自主的に取り組むほか、区が行う環境啓発イベント等においては、自主的な地球温暖化防止啓発活動に加え、イベント運営のサポートを行うなど、区との協働による環境啓発活動を行っています。

地球温暖化防止の輪をより多くの区民の方に広めるため、区と力を合わせて活動していただける方を募集しています。

森林整備体験事業

森林整備体験事業は、森林整備活動を通じて「みどり」の大切さ、地球温暖化防止やヒートアイランド対策への効果を学ぶ植林や間伐の環境体験学習です。

友好交流・協力協定を締結している栃木県鹿沼市、市 内林業事業者の協力を得ながら、毎年春と秋に実施して います。



活動の様子